○総務省令第三十三号

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、別表第二及び別表第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣　武田　良太

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～92　略］ 93　法別表第一の七十の項の総務省令で定める事務は、特定就職困難者コース助成金、障害者トライアルコース助成金、障害者正社員化コース助成金、障害者職業能力開発コース助成金若しくは職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。 ［94～179　略］ （法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［略］ ［2～36　略］ 37　法別表第二の五の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十一　略］ 十二　介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第八項の利用料の請求に係る事実についての審査 ［十三　略］ ［38～56　略］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［略］ ［2～35　略］ 36　法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十一　略］ 十二　介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第八項の利用料の請求に係る事実についての審査 ［十三　略］ ［37～55　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～92　同上］ 93　法別表第一の七十の項の総務省令で定める事務は、特定就職困難者コース助成金、障害者トライアルコース助成金、障害者雇用安定助成金、障害者職業能力開発コース助成金若しくは職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。 ［94～179　同上］ （法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［同上］ ［2～36　同上］ 37　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　介護保険法第百十五条の四十五第五項又は第百十五条の四十七第八項の利用料の請求に係る事実についての審査 ［十三　同上］ ［38～56　同上］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［同上］ ［2～35　同上］ 36　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　介護保険法第百十五条の四十五第五項又は第百十五条の四十七第八項の利用料の請求に係る事実についての審査 ［十三　同上］ ［37～55　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に行われたこの省令による改正前の住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第一条第九十三項に規定する障害者雇用安定助成金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務については、なお従前の例による。